

# 建設工事請負契約書作成の手引き

令和5年7月1日改正

玉村町が発注する建設工事の受注者は、この手引きを参考にして契約書を作成してください。

## 1. 建設工事請負契約書（玉村町財務規則様式第38号（第147条関係））

該当条項	記入内容及び補正内容等
収入印紙	発注者が保管する契約書1通に、印紙税法において定められた金額の収入印紙を貼付し、受注者のみが消印します。
1 契約番号 2 工事名 3 工事場所 4 工期	契約担当課の指示に従い、指名通知書又は入札公告（以下「指名通知書等」という。）に記載されている内容を記載します。 落札者には、「落札者あて事務連絡」を渡します。
5 請負代金額	1 請負代金額欄には、次の金額（落札金額）を記載します。 (1) 消費税の課税業者：入札金額＋入札金額の10%（消費税及び地方消費税） (2) 消費税の免税業者：入札金額＋入札金額の10% 2 消費税及び地方消費税額の記載 (1) 消費税の課税業者：入札金額の10%を記載します。 (2) 消費税の免税業者：「(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)」を削除（又は見え消し2重線）します。
6 契約保証金	1 契約保証金は、債務不履行の事態が発生した場合に発注者が受ける損害を補填するため、契約の締結にあたり契約金額の10%以上を納付していただくものです。 2 指名通知書等に「免除」または「無」と記載されている場合は、「免除」と記載します。 3 契約保証金は、現金、有価証券（国債及び地方債）、金融機関の保証、前払保証会社の保証、履行保証保険及び履行保証証券のいずれかから選択することができます。 4 現金又は現金に代わる担保（有価証券、銀行の保証及び東日本保証株式会社の保証）を納める場合は、当該金額を記載します。 ※現金で納める場合は、納付書を用意する都合がありますので、事前に契約担当課へご連絡ください。 5 契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約に係る証券を提出する場合は「免除（履行保証保険）」と記入します。 6 受注者が、契約保証金の納付に代えて公共工事履行保証証券を提出する場合は「免除（履行ボンド）」と記入します。
7 解体工事に要する費用等	1 当該工事が建設リサイクル法の対象工事である場合は、「別紙のとおり。」と記載し、該当となる「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に必要事項を記載のうえ、工事請負契約約款の末尾に綴じ込みます。

	2 当該工事が建設リサイクル法の対象工事でない場合は、「対象外工事」と記載します。
本書○通	1 発注者分1部、受注者分1部を作成しますので「2」を記入します。 2 共同企業体の場合は、各構成員分の契約書も作成しますので、「1+共同企業体の構成員数」を記入します。
契約締結日	契約担当課の指示に従います。
発注者 所在地 代表者	記載する必要はありません。
受注者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者	1 法人の場合 「住所又は所在地 入札参加資格者名簿に登録した住所又は所在地 商号又は名称 商号 代表者 役職名 代表者氏名」 と記載し、代表者印を押印します。 2 共同企業体の場合 「共同企業体名の名称 共同企業体名」 「代表者 住所又は所在地 入札参加資格者名簿に登録した住所又は所在地 商号又は名称 商号又は名称 代表者 役職名 代表者氏名」 「構成員 住所又は所在地 入札参加資格者名簿に登録した住所又は所在地 商号又は名称 商号又は名称 代表者 役職名 代表者氏名」 と記載し、各構成員の代表者印を押印します。 3 個人の場合 「住所又は所在地 入札参加資格者名簿に登録した住所又は所在地 商号又は名称 屋号 代表者 役職名 氏名」 と記載し、押印します。 4 入札参加資格者名簿において契約締結権限を委任している場合は、委任先の内容を記載し、受任者印を押印します。
綴じ方	契約書、約款、設計図書を袋とじにし、表面及び裏面の糊付け部分に割印を押印します。なお、設計図書の位置図や図面は綴じ込みを省略できます。 ※1 設計図書等への質問回答があった場合には、必ず「質問回答書」を追記事項として設計図書の後に綴じ込んで契約書を作成してください。 ※2 建設リサイクル法の対象工事である場合は、該当となる書面を「約款」の末尾に綴じ込んで契約書を作成してください。

## 2. 建設工事請負契約約款

該当条項	記入内容及び補正内容等
文字、項、条の加入、訂正、削除の方法	<p>1 ○字加入する場合は、「○字加入」と欄外に記載します。</p> <p>2 ○字訂正する場合は、「○字訂正」と欄外に記載します。</p> <p>3 ○字削除する場合は、「○字削除」と欄外に記載します。</p> <p>4 項や条を加入、訂正、削除する場合も同様に、「第10条第1項第2号(A)削除」などと記載します。</p> <p>5 記号(句読点、かぎ、括弧等)は字数として数えません。</p> <p>6 「○字加入」などと記載した箇所には、訂正印を押印します。</p>
(総則) 第1条	<p>建築工事の場合は、「設計書、」(3字)を削除(又は見え消し2重線)します。建築工事以外は、削除しません。</p>
(契約の保証) 第4条	<p>指名通知書等で契約保証金の納付を「免除」とされた場合は、本条を削除(又は見え消し2重線)します。ただし、履行保証証券又は履行保証保険に係る書類の提出により結果的に契約保証金の納付が免除される場合は削除しません。</p>
(現場代理人及び主任技術者等) 第10条第1項第2号	<p>次のとおり削除(又は見え消し2重線)及び記載します。</p> <p>1 契約金額が4,000万円(建築一式は8,000万円)未満の場合 (A)はそのまま記載し、(B)及び(C)を削除(又は見え消し2重線)します。</p> <p><b>【例】</b> (A) [ ] 主任技術者 <del>(B) [ ] 監理技術者</del> <del>(C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)</del></p> <p>2 契約金額4,000万円(建築一式は8,000万円)以上で、下請金額の合計が4,500万円(建築一式は7,000万円)未満の場合又は下請の予定がない場合 (A) [専任の] 主任技術者とし、(B)及び(C)を削除(又は見え消し2重線)します。</p> <p><b>【例】</b> (A) [専任の] 主任技術者 <del>(B) [ ] 監理技術者</del> <del>(C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)</del></p> <p>3 契約金額4,000万円(建築一式は8,000万円)以上で、下請金額の合計が4,500万円(建築一式は7,000万円)以上で管理技術者を専任とする場合 (A)を削除(又は見え消し2重線)し、(B) [専任の] 管理技術者とし、</p>

	<p>(C) も削除 (又は見え消し 2 重線) します。</p> <p><b>【例】</b></p> <p><del>(A) [ ] 主任技術者</del></p> <p>(B) [専任の] 監理技術者</p> <p><del>(C) 監理技術者補佐 (建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)</del></p> <p>4 契約金額 4,000 万円 (建築一式は 8,000 万円) 以上で、下請金額の合計が 4,500 万円 (建築一式は 7,000 万円) 以上の場合で管理技術者を非専任とする場合</p> <p>(A) を削除 (又は見え消し 2 重線) し、(B) [非専任の] 管理技術者とし、(C) も削除 (又は見え消し 2 重線) します。</p> <p><b>【例】</b></p> <p><del>(A) [ ] 主任技術者</del></p> <p>(B) [非専任の] 監理技術者</p> <p>(C) 監理技術者補佐 (建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)</p>
(支給材料及び貸与品) 第 1 5 条	「設計図書に定めるところ」によりますので、工事材料の支給がなくても削除する必要はありません。
(条件変更等) 第 1 8 条	建築工事の場合は、「設計書、」(3 字) を削除 (又は見え消し 2 重線) します。建築工事以外は、削除しません。
(請負代金額変更に代える設計図書の変更) 第 3 0 条第 1 項	第 1 5 条を削除しませんので、「第 1 5 条、」を削除する必要はありません。
(前金払及び中間前金払) 第 3 4 条	指名通知書等で前金払を「前払金無し」とされた場合は、本条を削除 (又は見え消し 2 重線) します。
(保証契約の変更) 第 3 5 条	
(前払金の使用等) 第 3 6 条	
(部分払) 第 3 7 条	指名通知書等で部分払を「部分払無し」とされた場合は、本条を削除 (又は見え消し 2 重線) します。

<p>(火災保険等) 第54条</p>	<p>1 「設計図書に定めるところ」によりますので、削除する必要はありません。 2 第15条は削除しませんので、第1項「(支給材料を含む。以下この条において同じ。)」を削除する必要はありません。</p>
<p>以下については、契約の形態により必要に応じて作成してください。</p>	
<p><b>【0町債の場合】</b> (債務負担行為に基づく特則) 第57条</p>	<p>0町債に係る契約の場合は、第57条に次の条文を加えます。 「(債務負担行為に基づく特則) 第57条 前払金及び部分払い金の請求時期は、〇〇年4月1日以降とする。」</p>
<p><b>【0町債を除く債務負担行為の場合】</b> (債務負担行為に係る契約の特則) 第57条</p>	<p>1 <u>債務負担行為に係る契約でない場合は削除(又は見え消し2重線)します。</u> <u>※又は最初から、約款の条文から除いておく。</u> 2 債務負担行為に係る契約の場合は、本条を第57条とし、以下の記入例(請負金額2億円の場合)に従って記入します。 <b>【記載例】</b> (1) 第1項(支払限度額) 令和〇年度 90,000,000円 ※当該年度の出来高予定額の90%を記入 令和△年度 110,000,000円 ※残金を記入 (2) 第2項(出来高予定額) 令和〇年度 100,000,000円 ※令和〇年度の出来高予定額を記入 令和△年度 100,000,000円 ※令和△年度の出来高予定額を記入</p>
<p><b>【債務負担行為の場合】</b> (債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則) 第58条</p>	<p>1 <u>債務負担行為に係る契約でない場合は削除(又は見え消し2重線)します。</u> <u>※又は最初から、約款の条文から除いておく。</u> 2 債務負担行為に係る契約の場合は、本条を第58条とします。 3 契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第3項「翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分( 円 以内)」に金額を記入します。</p>
<p><b>【債務負担行為の場合】</b> (債務負担行為に係る契約の部分払の特則) 第59条</p>	<p>1 <u>債務負担行為に係る契約でない場合は削除(又は見え消し2重線)します。</u> <u>※又は最初から、約款の条文から除いておく。</u> 2 債務負担行為に係る契約の場合は、本条を第59条とします。 3 第3項中の各年度の部分払の回数は契約担当課に確認のうえ、各年度毎の回数を記入してください。</p>

## 契約時の提出書類

該当事項	提出の時期等
契約書	契約締結日までに契約担当課に2部提出。 ※共同企業体の場合は、各構成員分の契約書も作成しますので、「1+共同企業体の構成員数」を提出。
課税事業者届または免税事業者届 ※1 1事務所につき年度初回のみ。但し、課税期間が契約締結時に更新されている場合は再度提出する。 ※2 工期中に課税期間が更新となる場合は、それぞれの期間の書類を提出する。	契約締結日までに契約担当課に1部提出。
契約保証に関する書類 ※指名通知書等で契約保証金が免除とされた場合を除き次のいずれかの書類を契約締結時に提出する。 ・契約保証金提出書及び納付済通知書写し (契約保証金の現金等による納付の場合) ・有価証券提出書(国債及び地方債) ・銀行等の保証書 ・東日本建設業保証事業会社の保証書 ・履行保証保険証券 ・履行保証証券(履行ボンド)	契約締結日までに契約担当課に1部提出。
現場代理人等指定通知書 <b>【添付書類】</b> ・資格者証写し ・監理技術者資格者証写し(監理技術者の場合) ・雇用関係が確認できる書類 (例) 社会保険の被保険者証の写し 標準報酬決定通知書の写し 監理技術者資格者証の写し 源泉徴収票の写し 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書の写し 住民税特別徴収税額通知書の写し など ※添付書類は「技術者調べ」により提出済みの場合は添付しなくてもよい。	契約締結日までに契約担当課に1部提出。

## 建設リサイクル法対象建設工事の契約書作成時の注意事項について

玉村町が契約締結する建設工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）に該当する場合は、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に必要事項を記載のうえ、契約書に綴じ込むこととしましたので、契約書作成の際には、次の事項についてご注意ください。

### 対象建設工事

対象建設工事とは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、建設工事の規模が下表に該当するものになります。

対象建設工事の種類	規模	
建築物の解体工事	床面積の合計	80m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額	1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額	500万円以上

### 特定建設資材

特定建設資材とは、建設リサイクル法施行令で定められた以下のものになります。

- コンクリート
- コンクリート及び鉄からなる建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版等）
- 木材
- アスファルト・コンクリート

※対象となる建設資材については具体例を参照してください。

### 契約書作成時の注意事項

- (1) 契約に係る工事が対象建設工事である場合は、建設工事請負契約書の「7 解体工事に要する費用等」の項目に「別紙のとおり」と記載し、該当となる「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に必要事項を記載のうえ、工事請負契約約款の末尾に綴じ込みます。
- (2) 契約に係る工事が対象建設工事でない場合は、建設工事請負契約書の「7 解体工事に要する費用等」の項目に「対象外工事」と記載します。

※詳細については記載例を参照してください。

### 書 式

「玉村町ホームページ→しごとの情報→入札・契約情報→入札・契約関係様式集」よりダウンロードしてください。

書式は3種類あり、対象建設工事の種類によって異なりますのでご注意ください。